

厚生労働大臣が定める揭示事項等

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 診療日および診療時間

月～金 訪問診療 9:00～12:30、13:30～17:30

※夜間・休日を含めた 24 時間対応体制を整えております。

3. 厚生労働大臣が定める施設基準に関する届出一覧

当院では、以下の施設基準の届出を行っております。

- 時間外対応加算 1
- 在宅療養支援診療所(別添 1 の「第 9」の 1 の(2)のア該当)
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 在宅医療情報連携加算
- 遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 訪問看護遠隔診療補助料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

4. 意思決定支援に関する指針

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、患者様・ご家族と医療従事者が協働して方針を決定できるよう、適切な支援を行っています。

5. 明細書の発行について

当院では医療の透明性確保のため、「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しています。明細書には使用薬剤名や検査項目などが記載されます。発行を希望されない方は受付にお申し出ください。

6. 一般名処方について

一部医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、必要に応じて処方箋に医薬品の成分名(一般名)を記載することがあります。同一成分でも製品により使用感が異なる場合がありますので、ご不明点はお気軽にご相談ください。

7. 長期収載品の選定療養について

長期収載品（後発品のある先発医薬品）を希望により使用される場合、選定療養費として自己負担が発生する場合があります。医師が医学的に必要と判断した場合は対象外です。詳しくは厚生労働省 HP をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

8. 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認体制を整備しており、マイナ保険証等を通じて診療情報・薬剤情報等を取得・活用しております。質の高い医療提供のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

9. がん性疼痛緩和指導管理について

当院では、研修を受けた医師が、がん性疼痛に対して麻薬などを適切に用いた緩和医療を計画的に実施し、患者様とご家族に対する指導・療養支援を行っております。

10. 機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として、他の医療機関受診の処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。

必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

11. 外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を定期的を実施します。
- 感染症の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスの手引きに則り、適正に使用いたします。
- 感染対策に関して、基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

・受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受け入れを行います。

2026年7月1日

仙台みやぎの訪問クリニック